

東御市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 12 月 28 日

条例第 185 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神にのっとり、同和問題、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、人権意識の向上に努めるとともに、市が行う人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第 4 条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 同和問題、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての課題ごとの施策に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりのために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、次条第 1 項の規定により設置される東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更等について準用する。

(人権尊重の街づくり審議会)

第 5 条 基本方針その他人権施策について調査審議し、及び推進するため、東御市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織し、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前 5 号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例(平成16年東御市条例第45号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略